

各位

富士紡健康保険組合

資格確認書（マイナ保険証以外の受診方法）について

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等で診療を受けていただく際は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み（以下、マイナ保険証）に移行し、健康保険資格の確認は、マイナンバーカードによるオンラインでの資格確認が基本となります。

一方で、マイナンバーカードを取得していない方や、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるように、富士紡健康保険組合から「資格確認書」を無償で交付します。

これに加えて、ご自身でのマイナ保険証の利用が困難な方（高齢者、障害がある方など）は、申請いただくことで「資格確認書」を交付します。

この「資格確認書」を医療機関等に提示することで、ご自身の自己負担割合（3割負担等）にてこれまで通り保険診療を受けることができます。

◆資格確認書の交付

資格確認書は、交付対象の方に無償で交付します。

◆交付対象の方

申請不要で交付される方（交付にあたっての手續や申請が必要ない方）

- マイナンバーカードを取得していない方、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方（マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方を含む）

※現行の健康保険証の有効期限内に申請不要で交付します。

- 後期高齢者の方（後期高齢者医療制度の被保険者）

※2025年7月末までの暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方には申請によらず資格確認書を無償で交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

申請により交付される方

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録をされていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（高齢者、障害がある方など）
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方

※現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者などによる代理申請が可能です。

◆交付方法

交付方法は、健康保険証交付の運用どおりとなります。（事業場経由で申請）

なお、2024年12月2日以降、保険者の異動があれば現行の健康保険証は新たに発行されなくなるため、マイナ保険証をお持ちにならない新規加入者などについては随時、資格確認書を交付します。

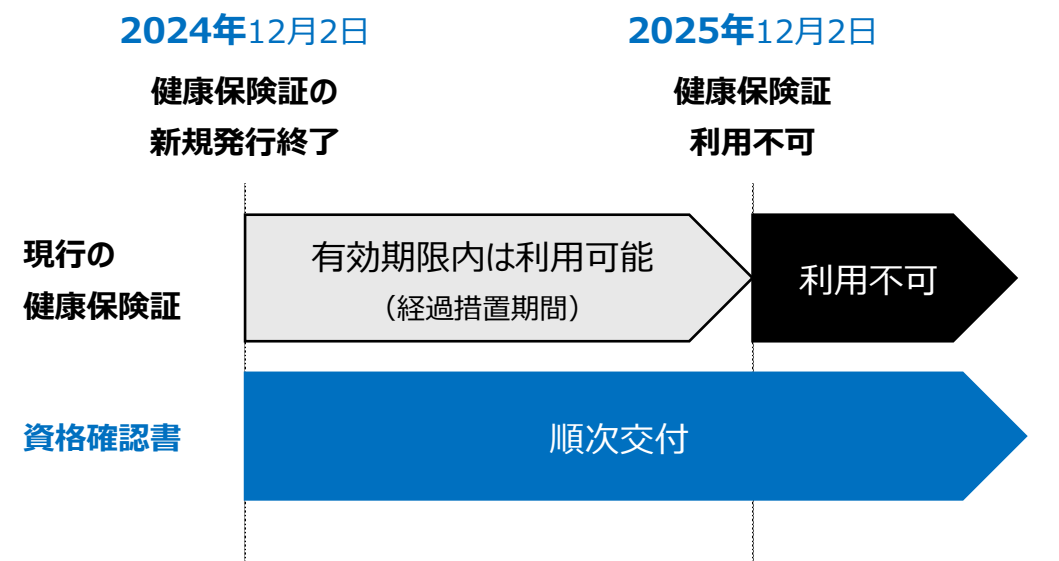
【資格確認書（再）交付申請書】 [PDF書式](#) [エクセル書式](#) [記入例（PDF）](#)

◆資格確認書の使い方

資格確認書を医療機関等の窓口でご提示いただくことで、これまで通り保険診療を受けることができます。

※なお、マイナ保険証への移行に伴い、富士紡健康保険組合より「資格情報のお知らせ」（A4書面。資格情報部分は紙製カード）を順次送付しております。こちらは、ご自身が加入する保険資格をご確認いただけるものです。「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療は受けられませんのでご注意ください。

◆資格確認書の交付スケジュール 及び現行の健康保険証での利用可能期間



- 現行の健康保険証
 - ・2024年12月2日以降：現行の健康保険証は新たに発行されなくなります。
 - ・2025年12月1日まで：現行の健康保険証は有効期限内（経過措置期間として有効期限最大1年）においてご利用いただけます。
 - ・2025年12月2日以降：現行の健康保険証は利用不可となります。
- 資格確認書
 - ・2024年12月2日以降：現行の健康保険証の有効期限内に順次交付されます。

以上